

例 言

- 1 本書は、名勝二見浦の保存管理計画の策定報告書である。
- 2 本書は、文化庁文化財部記念物課（名勝部門）及び三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室の指導・助言の下、名勝二見浦保存管理計画策定委員会にて検討し、必要に応じて同委員会に設置した協力者連絡会からの情報提供を受けて作成した。
- 3 本書では、用語を次のように整理して使用した。
 - (1) 神宮
「神宮」は一般に「伊勢神宮」と呼ばれるが、正式名称は「神宮」であるため、本書においても「神宮」と記載することとした。
 - (2) 興玉神石
「興玉神石」は「興玉石」とも言い、文化庁監修の「名勝の指定説明」（第Ⅰ章第Ⅰ節1）においても「興玉石」と表記しているが、二見興玉神社では「興玉神石」と呼称しているため、本書においては「興玉神石」と記載することとした。
 - (3) 建築物
土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
（例）社殿、手水舎、社務所、トイレ、店舗、休憩所、個人住宅、行政施設
 - (4) 工作物
地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除く次のもの
ア 神社に付随する工作物（鳥居、狛犬、玉垣、百度石、常夜灯、灯籠、手水鉢等）
イ 庭園に付随する工作物（門、塀、石橋、飛石、ベンチ、灯籠、石塔、蹲踞、外灯等）
ウ 公園に付随する工作物（駐車場、遊歩道、展望台、ベンチ、車止め、看板、井戸等）
エ 自然的要素維持及び危険防止工作物（養浜突堤、消波ブロック、擁壁、砂防堰堤等）
オ 石碑（記念碑、歌碑、句碑等）
カ 道路附帯工作物（ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、階段、街路灯等）
キ 安全確保工作物（ロックネット、ロックフェンス、海岸護岸、石柵、石積み等）
ク その他の工作物（掲示板、注意板、標識、郵便ポスト、消火器格納箱、防火水槽等）
 - (5) 道路
ア 道路（一般交通の用に供する道、農道、林道、作業道等）
イ 道路構造物（舗装、橋、トンネル等）
 - (6) 電気・通信施設
有線・無線等により、電気・音響・映像等を送受信するための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- 4 本計画の策定に係る事務は、伊勢市教育委員会事務局文化振興課が行った。